

地方消費者行政強化作戦2020策定に
関する懇談会
第4回議事録

消費者庁地方協力課

地方消費者行政強化作戦2020策定に関する懇談会（第4回）
議事次第

日 時：令和元年7月11日（木）13：00～15：05

場 所：中央合同庁舎4号館12階共用1214特別会議室

1. 地方消費者行政強化作戦2020策定に関する懇談会とりまとめに向けて
2. 意見交換

○地方協力課太田課長 会議に先立ち、本懇談会の扱いについて御連絡をいたします。

本懇談会は、原則として公開とします。

また、懇談会での配付資料は、原則として消費者庁ウェブサイトにて公表いたします。

なお、報道関係者の皆様が会議の冒頭において全体の風景を撮影する場合を除き、懇談会の撮影及び中継は不可といたします。

本懇談会では、専用タブレットを用いたペーパーレスでの実施を志してまいりましたが、本日は機材の都合上、紙での配付による会議となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第4回「地方消費者行政強化作戦2020策定に関する懇談会」を開始いたします。

カメラ撮りのある方は、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、ここからの議事進行は小西座長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○小西座長 よろしくよろしくお願いいたします。

きょうは、議事次第にありますけれども、議題は取りまとめの1つでございますので、まず事務局のほうから資料の御説明をいただいた上で意見交換を行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○地方協力課梅田課長補佐 それでは、事務局のほうから御説明をさせていただきたいと思っております。

皆様のお手元に、きょうは紙でということになりますけれども、資料1ということでお配りをさせていただいているのが、懇談会の取りまとめ（素案）ということで、今までの御議論を踏まえまして、事務局のほうでたたき台を作成させていただいたものでございます。

事前に、委員の皆様方のほうにお送りもさせていただいておりますけれども、改めまして趣旨も踏まえて、私のほうから簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。

今回の懇談会の取りまとめということですが、大きく6つのパートということになります。取りまとめの素案という形にさせていただきました。

1つ目が、まず趣旨というところ、理念的なところでございますけれども、策定に向けた視点ということでまとめております。

2つ目が、現行の強化作戦の進捗状況というのを振り返ってみましょうということでもとめさせていただいているというパートがあります。

3つ目が「地方消費者行政が取り組むべき新たな課題」ということで、今までなかなか強化作戦ですとか、そういったところに含まれていなかったような新しい課題はどういうものが生じているのかというのを簡単にまとめたものでございます。

4つ目が「地方消費者行政の推進における国・都道府県・市町村、消費者団体等の役割」ということで、それぞれが取り組むステークホルダーがどういった役割分担でこの消費者行政の推進に取り組んでいくべきかというところで、今までも御議論が尽くされて

いるようなところかとは思いますが、改めて強化作戦の中で位置づけをさせていただいているものがございます。

続いて、5つ目が7ページ目になりますけれども、「「地方消費者行政強化作戦2020」の目標設定について」というところがございます、ここが現行の強化作戦にかわる政策目標を5つ、新たに設定をしているというようなパートになってございます。

それから6つ目、最後に「「地方消費者行政強化作戦2020」を進めるための方策について」ということで、実際にこの作戦をどうやって進めていったらいいかというようなところの記述をさせていただいているというのが全体の構成ということになってございます。

こちらの懇談会の取りまとめということでございますけれども、これまでの現行の強化作戦につきましては政策目標が5つ並んでいますというところのみとなっておりますが、今回はその趣旨とか、そういったようなところでどうやって取り組んでいくか。そういうところも含めて、きちんと強化作戦ということで理解を深めていきたいというような趣旨で、取りまとめの方向ということにさせていただいております。

それでは、中身のほうを一つずつ御説明させていただきたいと思っております。

まず、1ページ目に戻っていただいて「「地方消費者行政強化作戦2020」策定に向けた視点」ということでございます。こちらは、今まで3回の御議論をいただいたことを踏まえて、こういうようなことで策定をしたらいいんじゃないかというようなところでありますけれども、これは国府先生からもお話がございましたが、まずやはり現行の地方消費者行政作戦の進捗状況というものをきちんと振り返って、その中で引き続き取り組むべき課題というもの、そのほかに生じている新たにに取り組むべき課題というものをきちんと整備した上で、この強化作戦を立てていくべきではないかというのが1つ目の視点ということでございます。

それから、各ステークホルダーが「自分事」として消費者行政の充実強化に取り組むというような意義をきちんと実感できるような目標を掲げる必要があるのだろうというのが2つ目でございます。

下のところの注記で書いてございますけれども、やはりこれは中長期的にはというようなところになるかとは思いますが、こういった重要な取り組みを充実させるというようなことで、実際には将来的には法律上、この取り組みを義務というようなことで位置づけられるぐらいまでに、各地方できちんと取り組みを進めてもらうべきであろうというのが大きな意義かなというところがございます。

それから、3つ目の「●」につきましてですけれども、これは4.のところでは少し整理をさせていただいておりますが、やはり国・地方、消費者団体、専門家、そういった消費者行政に取り組む者が、それぞれどういった役割をきちんと果たしていくべきなのかが明確でないと、この取り組みが進まないのではないかというようなところがあるので、そこをきっちり明確化した上で、それぞればらばらに取り組むのではなくて、きちんとその趣旨をみんなが共有した上で、一体となって取り組み体制を構築すべきということでございます。

ます。

それから、4つ目のところは、やはり定量的な目標として定められるものはどうしても限られてしまうところがありますけれども、実質面をきちんと評価していく。そういったようなところも、強化作戦の中で必要なのではないかというのも御議論があったところかと思えます。

それから、最後でございますけれども、ここはかなり皆様方からもいろいろ御議論をいただいたところかと思っておりますが、進めていく上でどうやってお金面の確保をしていくのか。それから、実際に目標を立てて、立てっ放しというところではなくて、実際にこの目標を達成していくためにどうやって実効性を担保していくべきなのか。そういったようなところも含めて御議論をしていただいたというようなことを取りまとめの中にも含めていくべきであろうというのが、大きな視点ということでございます。

それを踏まえて、この2. 以下のところで少しそれぞれまとめさせていただいているというような構成になっております。

2. の「「地方消費者行政強化作戦」の進捗状況」というところでございます。これはもう既に御案内のところかと思えますけれども、今までの強化作戦というところでいいますと、地方消費者行政推進交付金等の支援を通じまして、具体的に市として都道府県ごとの5つの政策目標を設定して、国・地方公共団体が連携して強化作戦の達成に向けて取り組みを実行してきたということだろうと思えます。

総括的にということでございますと、この結果、多くの分野で進捗は見られたというふうなことがひとつ評価できると思えますけれども、一方で、まだ目標の達成に至っていない分野というのも散見されているかなということでございます。

それぞれ5つの政策目標について、一つずつ御説明をさせていただきます。

<政策目標1>、こちらについては「相談体制の空白地域の解消」ということでございますけれども、これはもう既に目標達成ということになっているということでございます。

それから、2つ目の「相談体制の質の向上」というところでございますけれども、まず（消費生活センターの設置促進）ということに関しましては、人口5万人以上のところ、ここは平均設置率94.9%までできていて、一定程度進んできているというようなことだとは思いますが、一方で、なかなか人口5万人未満のところでの目標達成は21の道府県にとどまっていますし、さらに言えば平均設置率は49.1%というところで、なかなか小規模の市町村でのセンターの整備は進んでいないというのが現状かとは思っております。

こちらの中で言えば、どこに住んでいても質の高い相談救済が受けられる体制整備というようなことございますので、小規模の市町村であってもきちんとセンターが設置されていて、同様に質の高い救済を受けられる体制整備というのが今後必要になってくるのであろうということでございます。

そういう意味では、今回、現行の作戦では人口5万人以上のところは全部つくります。人口5万人未満のところでも50%以上でつくりますというようなことになってご

ございますけれども、できれば100%を目指してというのが最終的なところかとは思っておりますが、その中で県内全ての市町村でできているところというのは、今7県という状況になっているのが現状ということでございます。

それから、＜政策目標2＞の中で（消費生活相談員）についても目標を掲げておりますけれども、まず配置ということに関しましては、43の都道府県でこの目標の達成をしていて、平均設置率も83.4%というようなところまでできていて、相当程度の進展は見られるということだとは思っております。

資格保有率につきましても81.3%までできていて、一定程度、進捗が見られるというようなことだとは思っておりますけれども、目標達成が26都府県というようなことになっていて、少し地域ごとにばらつきが見られているのが現状かなということでございます。

それから研修参加率、こちらについても100%というのを目標にしておりますけれども、ここについては目標達成11件というようなことでありますが、平均参加率は91.8%というようなところまでできていて、なかなか事情があって受けられないというところでも目標達成にならないというようなことになっておりますので、研修参加ということに関しては、目標との関係で言えばなかなかというようなことにはなっていると思っておりますけれども、実態として進展は見られているという評価と言えるのかなということでございます。

それから、＜政策目標3＞に掲げていた「適格消費者団体の空白地域の解消」ということとでございますけれども、こちらについては現在21の団体が認定というところまでかなりふえてきているということで、目標に掲げていた全ブロックでつくりましょうというようなことに言え、8ブロック全てで少なくとも1つ以上の団体が整備されたというようなことで、こちらの掲げた目標について達成しているというような状況でございます。

それから、政策目標の4つ目でございますけれども、「消費者教育の推進」というところで、まさに基盤を整備しましょうという目標を立てていたわけですが、教育推進計画ということに関して言えば47都道府県、それから19の政令市で策定済み、それから地域協議会についても47都道府県、19の政令市で設置がされていて、相当程度の進展が見られるという評価になろうかと思えます。

それから、最後の＜政策目標5＞ということでございますけれども、「消費者安全確保地域協議会の設置」、こちらについては人口5万人以上の全市町で設置しましょうというような目標でございましたが、今、人口5万人以上のところで全部でできているというのは2県にとどまっていて、全国の設置率というのも19.8%にとどまっているというのが現状で、ここはまだ取り組みが引き続き必要な分野になってくるであろうと考えております。

ここまでが現行の強化作戦の進捗状況ということでございますけれども、最初の論点に示しましたとおり、これは引き続き取り組むべき課題というのがここからどれだけ抽出できますかというようなことだと思っております。

それに加えて、新しい課題というもので新たに取組まなければならない課題というのを3.のところでお示しをさせていただいているところでございます。

現行の「地方消費者行政強化作戦」、こちらでは「どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けることができる地域体制の整備」ということを目標に取り組んできましたけれども、そういった中でいろいろ進捗も見られている中ではありますが、やはり時代の変化というのはいろいろ進んできていてということで、消費者行政を取り巻く環境というところでも、やはり高齢化、高度情報化、国際化、こういった中で求められる役割であるとか、そういったものもプラスのものが出てきているだろうというようなことでございます。

その中で、特にということで書かせていただいておりますけれども、これは政府の中で取り組むべき課題ということで、SDGsへの取り組みというのが課題になっておりまして、特に消費者行政のSDGsへの貢献というのは、従来から取り組んでいる分野もありますけれども、さらに取り組んでいくというようなことで、新たな視点ということで加わっていることであろうということでもあります。

その中で、具体的な課題というようなことでは「エシカル消費の推進」「消費者志向経営の推進」「食品ロス削減の推進」、そういったSDGsへの取り組みということに加えて、国際化というようなことと言えば、訪日在外国人の増加に対応した消費生活相談体制の整備というものもやっていかなければならない。

それから、消費者ホットライン188、これは「いやや」ということで3年前から3桁化をしているわけですが、こちらの認知度の向上ということであるとか、SNS活用というようなところで、特に若い人の消費者相談の掘り起こしということもきちんとやっていかなければならないんじゃないかというのが、少し状況の変化も踏まえて新たにに取り組むべき課題ではないかということでございます。

それから、その下になりますけれども、消費者団体というようなところで、この消費者行政を進めていく上で非常に重要な担い手の1つというようなことではありますけれども、これは会議の中でも御指摘ありましたが、地域の消費者団体の活動がなかなか縮小してきている中で、消費者教育・普及啓発、こういった担い手の確保というのが課題になってきているであろうということでもあります。

さらに言えば、その消費者団体の活動が適切に行われるような活躍の場の提供、支援というものをやはり今後新たにやっていかなければならない課題として位置づけられるのではないかというようなことで、この中で記述をさせていただいているということでございます。

ここまでが今までを振り返って、現行の強化作戦を振り返って、それから新たにに取り組むべき課題ということでまとめさせていただいたものでございます。

そういった中でということでございますけれども、このような状況を踏まえて、ではそれぞれその国・都道府県・市町村、消費者団体、そういった各ステークホルダーがどういった形で地方消費者行政の推進に取り組むべきかというようなことも改めて明確にしておいたほうが、取り組みがより進むのではないかということでまとめさせていただいているものでございます。

基本的には、やはり法律というようなところで消費者安全法であるとか、消費者教育推進法であるとか、消費者基本法、こういった法律がそれぞれ定められていて、その中で国・地方の役割というのが明記されているところもございますので、その法の趣旨も踏まえながらどういった体制で進めていくのがいいのかというのをきちんと整理をしていこうということでございます。

まず（消費生活相談）というようなことについてまとめさせていただいておりますが、これは生水委員からもありましたけれども、消費生活相談がやはり地方消費者行政を支える基幹事務になってくるであろうということで位置づけをさせていただいております。

その中で、やはり都道府県、市町村の役割というようなことを再定義していく必要があるかなということではありますけれども、法律上、都道府県というのは市町村の事務の実施に関しての必要な助言、協力、情報の提供、その他の援助というような形になっていて、市町村が事業者に対する消費者からの苦情に関する相談・あっせんを行うというような位置づけになっております。

これは、なかなか当時は難しかったというようなことがあるかとは思いますが、この10年で消費生活センターの設置率が上昇してきてということで、さらに消費生活センターの基盤を市町村で進めていこうという中においては、やはり都道府県、市町村の業務分担というのを、この法の趣旨に基づいて進めていくというのが非常に効率的なのではないかなということでございます。

それから、3つ目の「●」でございますけれども、もう一つは国・都道府県ということになってございますが、消費生活相談が高度化、複雑化してくるという中で、一人相談員体制の市町村であるとか、そういったところは相談事案の蓄積であるとか、処理の検討体制がやはり不足しがちなところがあるので、そういったところの課題解消のための措置を講じていくというのが国・県の役割というようなことで位置づけられるのではないかなということでございます。

その中で、＜具体的な取組＞というようなことで整理をさせていただいておりますけれども、まず国と国民生活センターということでもあります。これは懇談会の中でも御指摘がありましたけれども、やはり消費生活相談員の高齢化、担い手不足というのがかなり生じてきているという中で、国、国民生活センターが地方の消費生活相談員の育成を担っていくということが今後は必要になってくるのではないかなということ。

それから、相談の質の向上ということでいいますと行政職員、それから消費生活相談員がやはり参加しやすい研修機会の提供ということで、これもなかなか研修に参加が交付金の減少などで難しいというようなこともある中で、地方開催であるとか、オンデマンドを使ったものの研修機会の提供というのも必要になってくるということでございます。

それから、やはり取り組みやすいように、Q&Aの積極的な提供であるとか、それから基盤整備というところという消費生活センターへのPIO-NETの配備のさらなる充実を図る。それから、広域連携を活用した消費生活相談体制の事例提供、ここについては広域連携をう

まく活用して市町村で消費生活センターをつくりましょうというようなことが今後求められてくる中で、国の役割としては、ではどういうふうにしたらきちんと広域連携で取り組むことができるんですかとか、その際の留意事項は何ですかとか、そういうようなところもきちんと情報提供していくというような支援が必要になってくるのであろうというようなことでございます。

続きまして、都道府県の役割ということでございますけれども、これはことしの4月から施行になっている指定消費生活相談員制度というものをしっかり活用しましょうというところで、市町村支援の充実というようなことを都道府県センターとして図っていくべきであるということでございます。

その中で巡回相談の実施、それから相談解決、あっせんに係る技術的指導、それから市町村相談員の研修受講であるとか、都道府県センターにおけるOJT研修、これを可能とするためのバックアップ体制の整備を行う必要があるのではないかとということでございます。

こちらは懇談会の中で御指摘いただいたところでありますけれども、なかなか一人相談員のところは研修に行けないとか、相談事例の蓄積が少なくてなかなかその解決に向けたスキルアップが図れないというような状況になっている中で、都道府県のほうが少しOJT的に研修を受け入れてあげて、その間、市町村の相談が適切になされるようなバックアップを行う。そういった新しい仕組みというものも、整備をしていく必要があるのではないかとというような提言ということになってございます。

それから、もう一つ、都道府県の役割ということで、これは新たな課題の中で少しお話をさせていただきましたが、やはり訪日・在日外国人の増加という中で、これは市町村でなかなか外国人対応というのをきめ細やかにやるというのが難しい中で、そういったところは都道府県が担うとか、あとはSNS相談というのも各市町村レベルで整備するというのは難しいということがあれば、県がそういったところの掘り起こしに積極的に動いていくということで、具体的には市町村でなかなか手の届かないようなところとか、そういったところを都道府県できちんと支援をしていきたいと思いますというのが都道府県の役割になるというようなことかと整理をさせていただいております。

続きまして市町村ということでございますけれども、市町村については従来の活動をさらに充実させていただくというようなことではありますが、消費生活センターの整備、それから相談員の確保に努めるというようなことと、やはりその質を高めるために研修に積極的に参加をしていただくというようなことであったり、なかなか少ない相談員さんの中でということ言えば、行政職員による相談のバックアップ体制をつくるとか、そういったようなことも市町村の中では、今後充実に向けて取り組んでいく課題であらうということと整理をさせていただいております。

それから、もう一つは就業環境というようなことではありますが、これは地方公共団体の中で国からの支援というのもしっかり活用しながら処遇改善という話、それから就業環境の改善、こういったようなところの取り組みを進めることが必要になってくるとい

うようなことで整理をさせていただいているものでございます。

ここまでが、基幹業務というような話の消費生活相談ということでございますけれども、続いて（消費者教育）ということについても、これはこの中では消費生活相談と並ぶ地方消費者行政の基幹業務ということで、相談と教育というのが二本柱というようなことで位置づけをさせていただいております。

その下のところは、消費者教育推進法に示されているような内容を書いておりますけれども、消費者の特性、ライフステージに応じた消費者教育がきちんと各地で提供をされる必要があるというようなことでございます。中でも、特にということとして、民法の成年年齢引き下げというものがありますので、若年者の消費者教育の推進がこの重要な課題になってくるというのは喫緊の課題ということで整理をさせていただいております。

そういった中で、＜具体的取組＞ということで、こちらについても国・都道府県・市町村、そういったところでそれぞれの役割というものを明記させていただいております。

国の役割ということでいいますと、やはり実際に現場でやってもらうための環境整備というところが主な視点になってくるとは思いますが、その現場で取り組みやすいように「社会への扉」、これはもう既に作成をしておりますけれども、こういったような現場で取り組みやすいような教材の提供をしていく。

それから、消費者教育ポータルサイトを活用して、きちんと各地の取り組みというものを発信していくというようなことを中心としたソフト面の支援を充実していくべきであろうということを具体的な取り組みとして書かせていただいております。

ただ、新たな課題として、エシカル消費、食品ロス削減、こういったような分野に関して言えば、積極的な情報提供ということにとどまらず、さらに新たな取り組みが可能となるように財政的な支援も行っていく必要があるであろうということをもとめさせていただいております。これは、従来の今の強化交付金の枠組みと近いようなものになっているかとは思いますが。

次に都道府県ということでありますけれども、やはり都道府県もそういう意味では国からソフト面の支援を充実させるというようなことが使われないと、ということもありますけれども、きちんとそこのソフト面の支援というものを活用しながら、あとは現在の強化作戦の目標としては教育の推進地域協議会というものができましたというようなことになっておりますけれども、こういったところの活用というようなことで具体的なロードマップを描いて取り組んでいく必要があるのではないかとということでもあります。

さらに、消費者教育の拠点ということで位置づけられておりますので、今これは消費者教育推進会議のほうでも議論をされています消費者教育コーディネーターというものもきちんと活用して、消費者教育が全県的に行き届くように企画・立案をしていくというのが、県の中では非常に重要な役割になってくるということでございます。

それから、市町村につきましても引き続きということもありますけれども、国や都道府県から提供される啓発資材等も積極的に活用しながら、より多くの住民に消費者教育の機

会が提供されるように努める必要が、市町村としても引き続きありますということで位置づけております。

それから、消費者団体ということでも少し触れさせていただいておりますけれども、やはりその担い手ということでいいますと、消費者への普及啓発に積極的に消費者団体も協力しながら、地域の消費者教育というものをきちんと充実させていくという中で重要な役割を担っているということで書かせていただいているところでございます。

ここまですべて消費者教育ということでございますけれども、続いて地域の見守り活動ということで、これは見守りネットワークの話でございます。大きく広く言えば、消費者教育の一部ということになるかとは思いますが、地域の見守り活動、これは高齢者の消費者被害の未然防止・拡大防止の中の特に重要な取り組みということで、特出しをして整理をさせていただいているところでございます。

その中で、まず消費者被害の未然防止・拡大防止ということで言えば、やはり地域の見守り活動を充実させるというのは非常に重要な話でありますというところですが、その中では消費者部局というところだけではなくて福祉部局等の関係行政機関、それからその担い手となる消費生活協力員、協力団体、こういったようなところが連携して活動していくというようなことが重要であって、これは新たに法律に定められた消費者安全確保地域協議会を活用した実質的な見守り活動の促進というのが非常に重要な課題になっているということで整理をさせていただいております。

その中で、こちらも＜具体的取組＞ということにしておりますけれども、国がやることということで言えば消費生活協力員、協力団体、こういった人たちの担い手育成というもののみずから行っていく必要があるというようなこと。

それから、やはり取組事例の提供というようなことを通じて、地域の取り組みが活性化できるようなソフト面の支援もあわせてやっておく必要があるだろうというようなことでまとめさせていただいております。

それから、都道府県の役割ということでございますけれども、ここについては福祉部局、関係機関との連携の促進をきちんとしていく。それから、こういった事例があるかということの情報提供を行っていく。それから、市町村における消費者安全確保地域協議会の設置というものを都道府県のほうが指導をある程度してもらって、なかなかつくるに至っていないようなところに少し促進していくようなことを役割として担っていただく必要があるのであろうということでございます。

それから、実際に見守りを行う市町村というところでもありますけれども、やはりまずは協議会をつくるということ、それから協議会をつくただけではだめで、その担い手となるような人たちを積極的に活用して、地域の見守り活動をどういうふうにやっていったらいいか。それを、やはり考えながら実施をしていただく必要があるというようなことを書かせていただいているということでございます。

それから、消費者団体ということで、こちらにも書かせていただいておりますけれども、

消費生活協力員、それから協力団体の育成というものに協力をしていただいて、地域の見守り活動にも積極的に消費者団体からも参画をしてもらうというのが見守り活動の充実の中では非常に重要な話というようなことで位置づけをさせていただいているものでございます。

それから、続きまして（事業者への法執行等）というようなことでまとめさせていただいておりますけれども、やはりこの法執行というところも非常に地方消費者行政の中で重要なパーツだというようなことで書かせていただいております。

その中では、当然ということではありますけれども、消費者関連法の法執行権限というのが一部、都道府県中心にということではありますが、付与をされているという中で、やはり確実な法執行、適切な法執行というのがなされるような体制を整備していく必要があるであろうということでございます。

あとは、その法執行ということだけではなくてということではありますけれども、公正な市場の形成という中で言えば事業者の消費者志向経営、これを推進していくということも消費者行政の中では非常に重要な取り組みということでも位置づけさせていただいております。

<具体的取組>ということではありますけれども、まず国の役割ということではありますと、やはり研修の充実であるとか人的体制の支援、これを行って地方公共団体が付与された執行権限を適切に行使できるように協力関係を築いていく必要があるということではあります。

それから消費者志向経営、これについてもその趣旨の理解促進、こういったことをきちんと国として取り組んでいくべきというようなことで位置づけています。

それから、こちらも御議論のあったところではありますけれども、国がやはり法執行の端緒にもつながるPIO-NETということではあります、そのPIO-NETの入力事務について研修を充実させていくというようなことをしっかり支援をしていく必要があるし、さらに言えば特定適格消費者団体、適格消費者団体が活用しやすい環境の整備、こういったことも検討していくというのが非常にこの法執行の分野、被害救済の分野では重要になってくるということであると位置づけております。

注の9というところに書いておりますけれども、こちらも議論がありましたが、PIO-NETの入力事務については、やはり国の法執行に資する事務であるというような位置づけであることから、現行はこうはなっておりませんが、地方財政法第10条における国からの恒久的な財政支援の対象にすべきというようなことの御議論もありましたので、こちらについては明確にここで注記をさせていただくというようなことをさせていただいております。

その上で、もう一つは都道府県ということではありますと、やはり消費者関連法の適切な執行のための体制整備ということではあります、これは人的体制も含めてということではありますけれども、これをしっかり充実させていく必要があるというようなことで書いているところと、あとは消費者志向経営の推進というようなところに関しましては消費者団体、市町村とう

まく連携をしてこの趣旨等を広げていくというような活動も都道府県に求められる事務と
いうようなことで位置づけさせていただいております。

それから、最後に（その他）というところがございますけれども、ここまで4つが大き
な事務として取り組むべき内容ということで位置づけさせていただいておりますが、さら
に推進体制ということでいいますと、やはりその基本計画の策定というのが必要なのでは
ないかというようなことを（その他）の中でうたわせていただいております。

そういう意味では、まずは都道府県がこの基本計画というものをきちんとつくりましょ
うということでございます。その中で、市町村が、県が策定した基本計画に基づいて、地
域の実情に応じた消費者行政を展開するということが求められてくるというようなことで
ございます。

そういった推進体制という中で言えば、これもちょっと繰り返しのところになりますけ
れども、消費者行政職員の研修への積極的な参加、こういったようなところを通じて人材
育成にも取り組んでいくのが非常に重要な論点となってくるということで位置づけさせ
ていただいているものでございます。

この1～4までというのが、取り組むべき事務というようなことを整理させていただ
いているということでございます。

その中で、次に5番目の目標設定についてというところも御説明をさせていただきます
けれども、この1～4までの趣旨も踏まえながら、国・都道府県、市町村、消費者団体、
専門家、それぞれの役割を認識しながら、互いに連携をして地方消費者行政の充実に取り
組むというような、この1～4までも含めて「地方消費者行政強化作戦2020」というよう
なことにしたいということでございます。

ただ、実際に具体的な目標設定というものがないと、なかなか進捗管理とかは難しいと
いうようなこともございますので、これは前回と同様にきちんと具体的な政策目標の設定
を検討しましょうというのがこの5番目ということになっております。そういう意味では、
ある意味では数値化できるものというようなことの位置づけとしてこの5つを挙げさせて
いただいているということでございます。

まず、政策目標の1番ということでありますけれども、「消費生活相談体制の強化」と
いうことで、これについては今までは窓口の全市町村での設置というようなことがありま
したけれども、これはもう達成されたということもありまして、消費生活センターの設置
促進というようなことを位置づけすべきであろうということで、今までは人口5万人以上
の全市町、それから人口5万人未満の50%以上という目標でありましたけれども、さらに
その取り組みを進める必要があるだろうということで、県内の人口カバー率90%以上とい
うのを新しい目標にしてみたいかということ、案としては出させていただいております。

その中で、広域連携を使わないとなかなかこういう目標の達成というのは難しいとい
うようなことがあるので、広域連携による消費生活センターの設置を積極的にあわせ支援を

していく必要があるだろうということでございます。

それから、政策目標の2つ目ということでもありますけれども、質の強化ということでもあります。こちらについては消費生活相談員の目標というのは引き続きの目標を3つ並べさせていただいているものに加えて、都道府県の中で今回新たに入った指定消費生活相談員の配置を各都道府県で進めていただくというのも、この新しい指標として設けるべきではないかということに記述をさせていただいております。

それからもう一つ、相談の質の強化というところかというと、やはり行政職員のレベルアップというのでもあわせて位置づける必要があるであろうということで、これは1つ、研修参加率を80%まで引き上げるというようなことを目標にしてみてもどうかということでもあります。

さらに言えば、課長級、管理職は必ず研修を受けてもらったほうがいいんじゃないかというようなところもありまして、例えば課長級が必ず研修を受ける目標値ということで、100%、各管理職は受けましょうというような目標を設けることも一案かなということに記述をさせていただいております。

それから、政策目標の3つ目が「消費者教育の推進」ということでもありますけれども、消費者教育の推進に関しましては、今まで地域協議会の設立、それから計画の策定というのが目標になっていましたが、そこがある程度進んできたというようなところもありまして、今度は実質面に少し着目をしていく必要があるだろうということにございます。

特に喫緊の課題となっている若年者の消費者教育ということにございます。これはアクションプログラムの中でも規定されているようなところではありますが、「社会への扉」を活用した全高校での授業を実施しましょうということ、それから若年者の消費者ホットライン188の認知度というのもきちんと、いわゆる相談できるということを皆さんにわかっていただくというようなことも一つの指標として設けてはいかがかということにございます。

続いて、消費者教育推進体制ということにいうと、やはりそのコーディネーターをきちんと配置をしてここの取り組みを進めてもらおうというのも、1つ指標として設けるべきであるということでもあります。

ただ、コーディネーターを置いただけということでは、なかなか実質面で進むのが難しいというようなところもあるかと思っておりますので、そのコーディネーターを活用した取り組みの実質的評価、これもきちんと目標の中に位置づけるべきではないか。具体的な指標というところまでは至っておりませんが、そういった視点も必要ではないかということに設けさせていただいております。

続きまして、「SDGsへ取組」というのも目標の中できちんと位置づける必要があるということにございますけれども、具体的には「エシカル消費の推進」、それから「消費者志向経営の促進」「食品ロス削減の推進」というような、各分野の評価というのも目標値を設定すべきではないかというようなことでございます。

こちら、具体的な数値というような設定のところは、まだできてはおりませんけれど

も、今後2020から強化作戦を実施していく上では、こういったところの目標値もきちんと入れ込むべきではないかというようなことで、この中に記載をさせていただいているものがございます。

次に政策目標の4番目ということでございますけれども、これは「高齢者の消費者被害防止のための取組」ということで、具体的には見守り活動の実施というようなことが政策目標の4番目ということでございます。

こちらについては、「消費者安全確保協議会の設置」ということでございますけれども、こちらももともとは人口5万人以上の全市町というようなことが目標になっておりましたが、これは人口5万人以上であろうと、5万人未満であろうと、提供されるべきサービスであるというような趣旨のもと、そういう分け方ではなくて、その県内の中で、これは最終的に100%いつてほしいわけですが、まずは50%以上の県内の人口をカバーできるだけの協議会をつくりましょうというのを、まず一つの目標にしてはどうかということでございます。

続いて「地域の見守り活動の充実」ということで、実際に高齢者の消費者被害の防止ということ言えば、この協議会をつくるということだけが全てというわけではないというようなことも、実質的な活動を評価してあげましょうというようなことと言えば、地域へ見守り活動というものの担い手としての消費生活協力員、協力団体というのを活用して、きちんと実質的な見守り活動が行われているというのも新たな指標として設けてはいかかかということでございます。

それから、政策目標の5番目ということでございますけれども、これは先ほど「その他」のところでお話ししましたが、地方版の消費者基本計画の策定というものをきちんとしていくべきではないかということでございます。これも、全都道府県で地域版の消費者基本計画の策定というようなことをするのが、新たな目標として掲げるべきではないかということでございます。

あとは、計画の実施状況というものについても、ただ単に策定したからいいというわけではなくて、きちんと計画が進んでいるかというようなことについても、やはりその評価をしていくという仕組みを検討すべきではないかということを考えております。

以上が、具体的な政策目標に落とせたものというようなことで、5つの目標を挙げさせていただいているものがございます。こういったメルクマールをきちんと設けることで、各自治体の中でこの地方消費者行政の充実に取り組んでもらうというようなことが明示ができるのかなということでもあります。

そういった中で、1～4、5まで含めて、取り組むべき課題であるとか、こういった数値目標を設定して一つの基準としていただくかというようなことを書かせていただいたわけですが、6番目のところで、では実際にどうやって進めていくのかというようなことが1つ、やはりこの懇談会の中でも重要な論点として挙がってきたということで考えております。

最後の6. ということでまとめさせていただいておりますけれども、まず1つは役割分担というのをきちんと理解をした上で、各ステークホルダーがそれぞれ主体的に取り組みを進めるというのが重要だと思っておりますということを改めて明記させていただいております。

さらに言えば、特にこの強化作戦2020というものを進める上で、やはりお金がないとなかなかこれは進められないというようなお話もたくさんございましたので、やはりその必要な財源が確保されるように取り組む必要があるということを明記させていただいております。

さらに、その中でということですがけれども、消費者庁ということでいいますと「地方消費者行政強化キャラバン」というのをやってきたということで、いろいろな声も聞いてきたりとか、地方公共団体にこれをやってほしいというようなことのお願いもしてきたりとか、自主財源の確保ということもお願いをしてきましたけれども、こういった取り組みを引き続き継続的にやって、何とか地方の中で取り組みが進むような活動を引き続きやっていきなさいというようなことを書いております。

それから、やはり実際にニーズというようなところでいうと、地方の声というのを丁寧にきちんと聞き取って、その中で交付金の運用、それから国のほうがみずから実施をしたほうが効率的であるというようなことを考えられる事業の実施、国がみずから取り組むということも含めて、地方公共団体が目標達成に向けて取り組むことが可能となるような支援方策の拡充をしっかりとやっていくというようなことを書かせていただいております。

それから、地方公共団体ということでありますけれども、やはりこういった国からの支援というようなことも活用しながら、または消費者団体の協力というのも最大限に活用しながら、きちんと取り組んでいただくということであります。

お金の面ということで言えば、やはり地方交付税措置も踏まえながら、自主財源に裏づけられた財源の確保をきちんとやっていっていただきながら、地方消費者行政の充実のためのロードマップ、これは計画をつくるというようなことをございますけれども、そういったこともしながら、実施した事業について適切に評価、検証をしながら、地域の住民にもきちんとこの消費者行政に取り組む重要性というものをわかっていただくようなことで取り組みを進めていく必要があるということでございます。

最後のページということになりますけれども、その中でやはり新たな課題に対応できるようにということで、今までは5年間、ある程度、固定的にこの強化作戦というのを設けてきたわけですがけれども、毎年度、進捗状況の把握、それから評価というものをきちんと行って、その中で必要に応じて改定を行っていくなどしながら、PDCAできちんと進捗管理を徹底して、この目標の達成に向けて取り組んでいくというようなことを位置づけさせていただいております。

以上、ちょっと長くなってしまいましたけれども、全体として強化作戦を5つ、目標を立てましたというだけではなくて、それに取り組む上でどういった方策が考えられるか、

そういったところも含めて皆様にも本当に活発に御議論させていただいたことも含めて、きちんとこの懇談会の取りまとめとさせていただいて、そういった趣旨も踏まえながら、それぞれのステークホルダーがきちんとこの政策目標の達成に向けて取り組んでいただけるような取りまとめとなればいいかと思っ、事務局のほうで素案という形でさせていただいたということでございます。

以上ちょっと長くなりましたけれども、私からの説明でございます。

○小西座長 どうもありがとうございます。

75分残していただいていますので、これから意見交換に入りたいと思います。事前に事務局の方にはちょっと私は予告をしたんですけれども、きょうは皆さん、この業界で言います高目の球を投げるというのをお願いします。

高目の球を投げるというのは、思い切って私たちの思いを事務局にぶつけていただいて、余り遠慮しないで、それをどういうふうにするかというのがもう一回残されています。次に打ち返しがありますので、きょう遠慮する必要は全くない。事務局の方には、もう予告しておきます。高目の球を我々は投げますからと申し上げましたので、ぜひよろしく願い申し上げます。

ただ、時間だけは守っていただければと思いますが、それも皆さんの思い次第かと思えます。

では、どうぞ。

○小林委員 きょうは参考資料1として意見メモをつけていただいておりますので、簡単にこれについてコメントさせていただきます。

全国消費者団体連絡会の地方消費者行政プロジェクトとしまして、消費者団体メンバーや弁護士などで議論してまとめたものになります。これまでのこの懇談会で出された意見なども網羅する形でまとめてみたつもりです。

まず、1ページ目の〈前提として把握したいこと〉につきまして、1点目の「現行地方消費者行政強化作戦の進捗状況」については、先ほど梅田さんの御説明でも触れられたように、今まとめていただいている資料があるわけです。

ただ、その中で、2点目に書いておりますように、地方消費者行政の現状からいきますと、やはり財政問題がこれまでも多々、意見を出されたように切実な課題としてあります。

とりわけ、交付金の減少というのが大きな出来事としてありまして、2017年度と2018年度というのがエポックだったと思っていますので、この両年度の事業別の交付金活用状況を金額ベースで比較をしていただき、特にどんな事業に削減なり中止といった面で影響が及んでいるのか。恐らくは消費者教育や広報啓発だと思うんですけれども、そういった点を把握した上で、ではそれに対してどんな手当をしていく必要があるのかといった形で、次期強化作戦を考えていく必要があろうと思っております、実はこれは前回までの懇談会のときに前課長から、体制的にそれは難しいですとはっきり言われてしまったんですけれども、本来はそうあってほしかったというのがあります。

その上で、＜追求したいこと＞としては、先ほども触れていただきましたが、定量的な目標だけでなくその活動面、実質面を評価できるような目標設定を追求してほしいという点です。

もう一個は、消費者庁で別の検討会、「第4期消費者基本計画のあり方に関する検討会」というのがことし1月に報告書をまとめておきまして、ここで地方消費者行政に関する課題もかなりの点で網羅をされています。役所の審議会で行かない例としてありがちな、報告書をまとめておしまいとなるのではなくて、論点として掲げられたものについてはこちらの懇談会の報告書でも目配りをしてフォローアップというか、反映するということを追求していただきたいというのが1点です。

もう一個、ここに書いていないことですが、この地方消費者行政の検討会については、座長ですとか国府先生も3年前に「地方消費者行政の充実強化に向けた今後の支援のあり方等に関する検討会」をやっていたら、この報告書でまとめたことを上回るような報告書に今回はしないといけないだろうということで、それについても追求したいと思っております。

その下が、私どもで考えた次期強化作戦に掲げるべき目標案ということなんですが、ここは簡単に説明をします。

政策目標案1は「相談体制の強化」ということですが、現行強化作戦の目標である「相談窓口未設置自治体の解消」については目標を達成したわけですが、依然として消費生活センター未設置自治体というのはあるわけです。これについて、このまま自治体任せでは、やはり目標達成というのは難しいということになりますから、国ができる支援策を検討することが必要だろうと考えます。

一案として括弧の中に書いておきますが、一番自治体から求められているのは、推進交付金のような自治体に使い勝手のよい財政措置ということなんですけれども、ほかにもこれまでの懇談会でも挙げられましたが、会計年度任用制度への対応を含む相談員の処遇改善策であるとか、広域連携事例の紹介なども国として検討していただきたいと思っております。

あとは、ちょっと聞いた話として、財政の論点で言うと、必ずしも交付金という仕組みに限らず、交付金以外のスキームとして、例えば特別交付税のような措置もあるというふうにお聞きをしまして、消費者行政のこの目的に対して当てられるというような仕組みなども追求することも含めて、国の支援策を検討していく必要があるだろうと思っております。

次のページになりますが、目標の立て方の一案としましてですが、センター数という目標の立て方もあると思うんですけれども、センターもつくっておしまいということではだめで、消費者に認知がされることが大事ですので、目標の一例として消費生活相談窓口の認知率というものも一案ではないだろうかと思っております。

＜政策目標2＞のところですが、「相談体制の質の向上」ということで、こちらは現強化作戦の目標がまだ達成できていないということですので、これは引き続き維持をすることによって賛成です。加えて、職員の研修参加率を目標に掲げるということもぜひ追求す

べきだと思っております。

こちらも、目標達成のための打ち手として右側の欄に書いておりますが、相談員の配置増に向けて国ができる支援策を検討することが必要だと考えます。

具体案を括弧内に書いておりますが、推進交付金措置、相談員の配置基準づくり、相談員を目指す人が非常に減っているということに対して生計を立てられるレベルへの処遇改善、それから担い手確保が困難な地域でも相談対応できる広域連携の仕組みなどを考える必要があるだろうというふうに思っております。

<政策目標3>の「消費者教育の推進」、<政策目標4>の「見守りネットワーク」の構築」の両方なんですが、1個目の「・」のところに、同じようなことを書いておまして、

まず消費者庁はこれらの協議会の数値的把握だけでなく、実情・実質を把握することが必要だということが大前提になるだろうと思っております。

それで、ここの2つの目標値についても、例えば消費者教育のほうでいうと「全高校で『社会への扉』を用いた授業を行う」というような定量的指標もよいのですが、それだけでなく何のために消費者教育を行うのかという意味でいうと、これはいろんな論があるとは思いますが、アウトカムを例えば消費者被害に遭わないということであれば、若者における「188」の認知率だとか、若者における「契約を取り消せる制度」の認知率といったものも目標の一例としていいのではないかと思いますし、実際にこれらのことは内閣府の成年年齢引き下げの世論調査で問いとして立てられていることですので、指標の把握も可能だと思っております。

それで、消費者教育のところ、それから見守りネットワークのところ、共通ですけども、自治体の消費者部門の課題としましては他部局との連携が大変なんですという声やはり切実にあります。ですので、教育部門ないしは福祉部門等との連携はどうしたら進められるのかという点で、国ができる支援策を検討することが必要だと思っております。

あとは、消費者教育でいうと、先ほど梅田さんの御提案にもありました消費者教育コーディネーターなんですけれども、これを進めることは賛成ですが、そもそも現状、消費者教育コーディネーターとは何ぞやという役割整理ができているかという課題があるかと思っております。ここをクリアできないとなかなか自治体の中で配置したいというインセンティブにつながりにくいかなと思っておりますので、これも大事だと思っております。

<政策目標4>のところは今、申し上げたようなことなどにも触れておりますが、同じく消費生活サポーターについても役割整理が必要、自治体が配置したくなるインセンティブづくりが必要だろうと思っております。

なお、目標の案ですが、「見守りネットワーク」の目標としては、なぜ見守りネットワークが必要なのかということが大事なわけですけども、それををはかる指標の一つとして消費者被害の未然防止につながった協議会の比率、あるいは救済につながった具体的事例が幾つとか、そういったことなども検討の余地があるのではないかなと思っております。

その下ですけれども、新規の御提案です。＜政策目標 5＞は、「法執行の強化」です。これは、自治体の体制整備がなかなかとれませんという課題があるわけなんですけれども、法執行の強化については自治体からは調査費などが無いことから執行は難しいという話も聞いておまして、法執行強化に向けた予算をとるといのは重要なことで、その意味からも目標に入れることを追求していただきたいと思っています。

それから、＜政策目標 6＞が「適格消費者団体への支援」です。現在の強化作戦で、適格消費者団体の空白地域の解消というのがありまして、これは達成されたんですけれども、次の課題は適格消費者団体が今後、生々しい言い方で、存続していけるのかという課題があると思っておまして、私のところに全国の適格消費者団体の方からかなり声が寄せられたんですけれども、ぜひ次期強化作戦の目標に適格消費者団体の支援を掲げてほしいという声が寄せられました。

具体的には、人、場所、財政、情報面の支援で、自治体に何ができるか、そのために国ができる支援策とは何かを検討する必要があると思っておりますけれども、こちらについてもぜひ強化作戦の目標に立てていただきたいと思っております。

それから、政策目標 7 は適格以外の「消費者団体への支援」ということです。これは、消費者団体も先ほど来触れられていますように、消費者安全確保地域協議会だとか、消費者教育推進協議会の一翼を担う存在という点と、それから自治体における消費者行政の応援団として自治体内の消費者行政部門の位置づけ向上への働きかけなどの役割も負っているという観点からも、ぜひ支援というものを目標に入れていただきたいです。

最後に、政策目標 8 番が「地方版消費者基本計画の策定」です。これは自治体内で消費者行政部門が関連部署に対して基本計画の取りまとめを通じて働きかけを行うことなどを通じて、消費者行政の司令塔としての機能を高めていくという観点からもぜひ進めていただければと思っております。

最後ですが、「上記目標を達成するためには」というところですが、この懇談会でも各委員からこれまでも出されてきていますように、財政面を中心とした国による支援というのが何よりも必要だということです。自治体による自主財源確保ということももちろん大事なわけなんですけれども、これを両輪で進めていく必要があると思っておまして、重ねてこの後、議論を深めていけたらと思っております。

以上、一旦の御説明です。ありがとうございました。

○小西座長 何か事務方からありますか。引き取らせていただきますと言うんだったらそれでもいいんですけれども。

○地方協力課梅田課長補佐 ありがとうございます。今、小林委員のほうから、これは事前にお送りいただいたということもありまして、多くのところは盛り込みをさせていただいたつもりではございますけれども、さらにもう少しこういうところが足りないというようなことがありましたら、我々事務局にお話をいただければ、また考えてみたいと思っております。

あとは、政策目標の中に適格消費者団体の支援であるとか、消費者団体支援というものも織り込んでほしいということでありましたけれども、なかなか数値化するのが難しい分野についてどういった形で盛り込むのか、少し検討させていただきたいとは思っておりますけれども、この強化作戦としてはこの政策目標で5つ挙げた定量的な目標以外のところも含めて、いわゆる適格消費者団体の支援が重要であるとか、そういったようなところは盛り込ませていただいておりますので、そういうところをどうやって充実させていくかというようなことで検討も進めさせていただければと思っております。

○小西座長 古川委員、私がこの参考資料1で特に広域的な取り組みというところは、やはりもっと明確に文言にあったほうがいいかと思うんです。人口5万人よりもっと少ないところの団体でこういうことをやろうと思うと、広域的な取り組みに関してきちんとパッケージが要するという御指摘ですが、そのあたりは同意していただけますね。

○古川委員 ありがとうございます。広域的な取り組みが必要ということは、まさにおっしゃるとおりだと思っておりますし、この消費者相談、それから消費者教育においても、単独の例えば町、村だけでは十分できないというところはあると思います。

そういう意味で、今回もこの素案の中に書いていただいておりますけれども、都道府県、それから市町村の役割を明確にして、その中で広域的な連携を活用しながらやっていくというのは非常に必要なことだと思います。その点は、同意をさせていただきたいと思えます。

○小西座長 要するに、地方行政では広域連携というのが今、絶対のキーワードなので、それは素案に明確に盛り込んだほうがいいと思います。

生水委員、お待たせしました。

○生水委員 ありがとうございます。取りまとめ案、ありがとうございます。今の御発言も通して、私の考えを述べさせていただきます。政策目標について、順番にお話をさせていただきます。

まず、1点目の消費者センターの促進についてですが、既に県のセンターですね。ここは、県内人口100%をカバーしているということがありましたので、野洲市は人口5万の市なんです。それより小さいところになると、本当にしんどいところは多いと思います。無理につくっていくというような発想だけではなくて、センターオブセンターの機能強化、いわゆる県のセンターの強化というところがどこかにきちんと位置づけられる必要性はあるかと思えます。

政策目標の2つ目ですが、50%以上に配置等とありますが、既存の数字をちょっとふやただけかなと感じました。こうした既存の目標が今までなぜ達成できなかったのかという原因の分析、こちらのほうが先に必要かということを感じています。

それと、行政職員の研修参加というところを記載いただきまして、これは大変ありがたいと思います。管理職が必ず研修を受けるための目標値ということは記載くださっていませんけれども、はっきり言って課長級よりも実行部隊である職員の参加のほうが実効性はあ

るし、重要だとは感じています。ぜひとも、そこも踏まえて検討いただければと思います。

政策目標の3点目の消費者教育の件で、全高校での授業実地と記載がございますが、ここは文部科学省とお話がついてもう承認いただいているのか。そのあたりがちゃんと進んだ上での記載なのかというところを、教えてください。そうでなければ、県教委と市教委と話をするとき、動きが変わってきますので、そこをお願いしたいと思います。

それと、政策目標の4点目になります消費者安全確保地域協議会の設置につきましては、野洲市は既に実施しておりますが、そもそもこの仕組みというのは、やりたいところだけがやればよいという、できる規定という施策だと思っております。

なので、この数値目標を掲げること自体、どうなのかなというところはあります。要は、数値よりも中身のほうが大事であって、実際に消費生活センターが孤立をしていけば、地域や職種内の各部署と連携ができていないような体制の中では、この安全協議会を実際につくったとしても機能はしないです。そのあたりの中身であるとか体制をどうしていくか。協議会の取り組みが進んでいない要因を調査していただいて、その分析をして課題検討が必要ではないかと考えています。

最後になりますが、6番目の消費者強化作戦2020を進めるに当たっての方策についてです。先ほど小林委員のほうからも、国の支援、法執行の強化というものを挙げていただきました。今、ジャパンライフがあったり、かんぽ生命があったり、被害というのは一つの県にはとどまらないんですね。だからこそ国の処分というのは重要になってきます。小さい市町村、野洲市とかについては相談件数も少なく情報も集まらないし、行政処分を実施するノウハウ、経験というのが積み重なっていきません。

そこで、何度も私がお願いしているところではありますが、市町村が事業者の違法行為を発見すれば速やかに国に通知して、国が適切に動いて調査して、そして処分等、回答をくださることで、国と地方公共団体との情報のさらなる一元化ができるし、これによって市民の皆さん方に情報提供でき、そして被害救済につながるだろうと思っております。

まさに被害の拡大防止につながる大事なことだと思うんです。それが、何度もお願いをしておりました消費者安全法44条において市町村もぜひとも加えていただきたい、国がしっかりと市町村をしっかりと支援いただきたいと思っております。

相談を受ける現場が一生懸命働くことのできる前提として「国はしっかりと支援します」という本気の覚悟を見せていただきたい。それによって、現場は安心して消費者の皆さん方の御相談を受けることができるんです。ぜひともこうしたメッセージを盛り込んでいただきたいと思っております。

そしてもう一点、何よりも消費者行政を推進するために必要な財源確保、この中には自主財源のところは主に書かれていますが、ここは国も「財源確保をしていくんだ」という責務をしっかりとしたメッセージとして書き込んでいただければと思っております。以上です。

○国府委員 私は、政策目標のところに関してちょっと発言したいと思っております。

1つは、第4項のところ、法執行の問題が取り上げられているんですね。例えば6ページのあたりですが、これはやはり第5項の政策目標を掲げる際にも、何らかの形で残らないのかなというふうに考えての発言なんですけど、先ほど数値化が難しいみたいなお話が適格団体との関係でもあったので、私なりに考えて提案したいと思います。

1つは、適格団体を強化し、適格団体が法執行の一翼を担っていくということが必要だろうと思うのですが、いずれも今、適格団体は非常に財政的基盤が弱くて、差しとめ請求というのは本当に一銭にもならないものを、身銭を切って皆さんが手弁当でやっているという状況なわけですね。

そんな中で、委託事業を受けたりしながら財政基盤を強化しつつ、それで財政基盤が強くなったところは特定適格団体というふうになっていっているわけですが、そうしたら1つは適格団体の財政基盤を強化する、もしくは強化を支援し、特定適格団体を例えば半数ぐらい実現するのを目的にするとか、そういう数値目標の立て方もあるのかなと思ったりします。

それから、適格団体の現在の事業者に対する申し入れ件数の総数がどれぐらいか、私は正確な数字は把握できていないんですが、そういった数字を倍の数字にしていくとかということで、適格団体の活動を強化、支援していくというのが1つあるかと思います。

それからもう一つ、法執行の点でいうと、これはもう経済産業省の時代から、国は都道府県に技術的支援をしたりしてやってこられているんだけど、いまだに約4割の都道府県が法執行ゼロという状態が長く続いてきています。それで、経験のない都道府県は1件をやるということは非常にハードルが高くて、高い山を登るような感覚はあるらしいんですね。

だけど、1件経験を積むと2件目、3件目はその経験がもとになって非常にやりやすくなるということで、最初の1件がものすごく大事だと思うんです。

そう考えると、例えば法執行がこれまでゼロだった都道府県はまだ十何都道府県あるんだけど、それをゼロに持っていくということで、全ての都道府県が法執行を経験している状態を目標にしていく。そういう数値目標の立て方もあるのかなというふうに、法執行の点では思います。

それから、ちょっと話が変わって見守りの関係で発言してもよろしいでしょうか。見守りの関係で私が気になっているのは、6ページのところです。第4項に関係して、5ページから6ページにかけて地域の見守り活動について記載されております。それで、6ページの「➤」の3つ目のところに「消費者団体は、消費生活相談員、協力団体の育成に協力し、地域の見守り活動に積極的に参加」というのがあります。

それで、所々に消費者安全法でいうところの協力団体とか、協力員というものの活用というものが出てきていまして、これまで消費者庁から地域協議会についてはこれだけの件数が設置されましたというものが出ているんだけど、この協力員とか協力団体がどれだけの自治体で委嘱されているのか、私自身データとしてわかりません。

もしデータでお持ちだったらまた教えてほしいんですが、私はこれもやはり数値化ができる話かなと思っていて、地域協議会と同じように、協力団体や協力員の委嘱状況についても数値化して目標に掲げていくことが可能ではないか。

それで、前回、私は消費者団体を強化するということが地域の自主財源の比率を高めていく、つまり首長さんの理解を得るためには非常に大事なことだというふうな発言をしたのですが、この消費者団体が6ページの3つの「➤」で書かれているように、地域の見守り活動に積極的に参加していくために協力団体とか協力員として位置づけて見守り活動に参加していく。もっとその消費者団体の活用をしていくというあたりで、消費者安全法でいうところの協力団体、協力員と消費者団体との関係を少し整理する必要があるのかなと思います。私自身も、実は安全法でいうところの協力団体、協力員と消費者団体との関係が十分理解できていないので、そこは整理していただきたいと思っています。

それで、協力団体、協力員の委嘱がゼロの自治体を解消していく。例えば、5万人以上の自治体だったら、全ての自治体でそういう委嘱はできている状態をつくり出していく。そういったことも、一つの政策目標になっていくのではないかと考えて提案させていただきます。以上です。

○小西座長 生水委員と国府委員のそれぞれについて、何かありましたらお願いします。

○地方協力課梅田課長補佐 ありがとうございます。

まず、生水委員からありました、「社会への扉」を使った全高校での実施という話につきましては、これは4省庁の局長会議というのをつくってございまして、その中でアクションプログラムという形でまとめさせていただいております。そういう意味では、文部科学省も含めてこれに取り組むというようなことで合意がなされている事項でございまして、実際に文科省からもその通知のようなものを出していただいているようなところがあるというのが事実関係のところでございます。

それから、そのほかのそれぞれ御指摘いただいたところについては持ち帰って、どのような形でできるかというのは検討させていただければと考えてございます。

それから、国府委員のほうからございました件ですけれども、こちらについても改めて事務局のほうで考えてみたいと思いますが、1点、協力員、協力団体の件でございます。こちらについては現在のところ、8ページ目の<政策目標4>の中の「地域の見守り活動への消費生活協力員、協力団体の活用」というので、具体の数字を今、書いてはございませんが、何らかの数なりというのが評価できるようなことを目標の中に入れていきたいと考えております。

それから、法執行の件であるとか、その申し入れ件数、こういった形で対応できるのかというのと、具体の目標に設定できなくてもこの中にきちんと書いていくというのは考えてみたいと思っております。

それから、生水委員からありました、それぞれの分析であるとか、なぜ進んでいないのかというようなことでございます。これも、どこまで書き込めるかというのはありますが、

例えば相談員の配置であるとか、そういったようなところに関してなかなか法令化という話であったり、国がやはり育成をすべきとか、実際にこれを目標達成するための方策というのは各所に盛り込んでいるつもりなのですが、それがもう少し明確に関係がわかるような形で整理ができればいいかと思っております。

○生水委員 ありがとうございます。

1点、この素案を取りまとめくださった中に、1番目は視点から始まっているんですが、今回の懇談会の中で出てきた消費者庁の思いであるとか、考えであるとか、私たち委員のメッセージであるとか、そういうものを踏まえたような、最初にどうしてこの強化作戦をすべきなのか、どうしてこういうことを考えていくのか、メッセージ、理念ですよね。そこを書き込むことが、私は必要だと思います。ぜひとも、そこを御検討いただければと思います。

○小西座長 それと、今の御意見を最終的に取りまとめていただくときに、それはやるべきなんだけれども今すぐではないという、例の時間軸というのがありますが、時間軸でこの段階のその次の段階に、残念ながらだけれども次の段階に必ずやりたいので、それは次の段階でやりますとか、時間軸の整理がぜひ必要で、今回アクセプトできるものだけを書き込んで、それ以外の我々の意見は形に残らないというふうにはならないように、そこはぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○生水委員 今の座長のお話を伺っていて、目指すべき方向性をしっかり示した中で時間軸を決めて、段階にしっかりとまとめていくという理解でよろしいということでしょうか。

○小西座長 はい。

○生水委員 ぜひとも目指すべき方向性を書き込んでいただければと思います。

○小西座長 では、どうぞ。

○古川委員 ありがとうございます。私のほうからは、3点申し上げたいと思います。

今回の素案を拝見いたしまして、最初に視点の中で「自分事」ということで書いていただいている点は非常に重要かと思うんですが、その関連でまず政策目標の3の消費者教育の部分なんですけれども、素案の5ページの〈具体的取組〉ということで国、都道府県、それから市町村と書いていただいているのですが、この懇談会の議論の中でも消費者教育とか、それから啓発、相談、それは個々の市町村が自分のこととしてやっていかないとけない。県も当然、自分事としてやっていくということなんですけれども、その中で都道府県の役割のところ市町村等の役割分担を意識したロードマップを書くという表現になっているのですが、ここの部分の具体的なイメージが十分でないというような感じを受けております。

その下の市町村のところを拝見しますと、そういった国や県の啓発材料を使って住民の人に消費者教育の機会が提供されるようにということなんですけれども、直接そういったところが当事者として啓発を例えば県任せにするのではなく、あるいは国任せにするのではなく、しっかり自分のところの相談に応じたような啓発をしていくということが必要だと思います。

うんですけれども、そういったことがこの政策目標の中で、教育の部分というのは学校の教育とか、そういったことは書かれているのですが、地域の活動というようなものが、具体的にこれをというのが申し上げられなくて申しわけないんですけれども、例えば消費者教育の講習会の開催ですとか、数値化できるものもあろうと思いますので、そういったものを取り入れることができないか、御検討いただければというのがまず1点です。

それから、2点目といたしまして、政策目標の関係でいいますと、4の「高齢者の消費者被害防止のための取組」ということで、これについても消費者安全確保地域協議会の設置について人口カバー率50%以上ということと、もう一つ、地域の見守り活動の実質的な部分を評価されている。ここについては大変いいことだと思うわけなんですけれども、ここで先ほどもお話が出ておりましたが、そういった協力員、団体の活用とか、そういったものもあろうと思いますし、それからこれまでも申し上げたように、地域では実質的なネットワーク、野洲市さんのお話にも、協議会とは別にネットワークとしての部分での共有もされているというようなこともありまして、市町村等、そういった自治体の施策を進めていくということになると、この消費者安全法における消費者安全確保地域協議会という部分だけではなくて、そこまでに至らないレベルで実質的なそういうネットワークというようなものを目標の中に取り込んでいただくことが必要ではないかと思っております。

それから3点目でございますけれども、消費者教育のところにもちょっと戻ってしまいましたが、政策目標の中で188の認知度というようなものを今、挙げていただいているんですけれども、188の認知度といったときに、ただ知っているだけではそれが実質的な対応になっているかという点、そこについては非常に疑問がありまして、この認知度というようなものが目標としてあるのか、うまく成り立つのかどうか、ちょっと私としては疑問に思っております。

実質的に活用されているとか、内容を理解されているとか、そういったことが入っていないと、ただ知っている、知らないというだけでは十分ではないのではないかと考えておりますので、そういった部分が反映されるような内容にできないかと思えます。以上です。

○小西座長 では、どうぞ。

○永沢委員 ありがとうございます。私は、いただきましたこの資料に従って意見を述べさせていただきますと思います。

ほかの委員の方からもありましたように、今回「自分事」ということで、各ステークホルダーの「自分事」、オーナーシップというふうに書いていただきましたことは、この懇談会の報告書というのはここに参加したメンバーが出すものという理解でおりますので、この点についてはもっとはっきり伝わるようにしていただきたいことと、それから受け取る消費者団体がきちんと自分たちの来年度以降の事業計画に地域の中でどのようにかわれるのかということまで踏み込んで書けるくらい、メッセージとしてここは発してほしいと思っております。それが、1点目でございます。

それから、ずっといきまして、ほかの委員と重なる部分もあるんですけれども、消費者

団体について言及いただいております。消費者団体自身も支援を受けるだけではなく、連携をし、そして自分たちだけの活動ではなく、点から面へと活動を横に広げていくようなことも期待されるというようなことを書いていただいてもいいのではないかと私は思っております。どんどん期待をいただきたいなというところが、まず重なるところではございます。

それから、ずっとまいりまして、6ページのところでほかの委員からも出てまいりましたけれども、消費者団体が地域の見守り活動に積極的に参加と書いていただいているのですが、どの程度現実のところかかわれているのかということについて、先ほど数字はあるようにおっしゃったので、これも出していただいて、やはり目標値として各地でどの程度進んでいるのかということが今後把握できるように出していただけるとありがたいですし、積極的に参加ということだけではなく、今後の課題として参加するためには具体的に何が必要なのかというところの、今回は難しかったけれども、次期の中ではぜひ具体的にかかわり方の方法について検討いただけるようなところに言及いただけたらと思っております。

特定適格消費者団体、適格消費者団体については、先ほどこの程度しか書けないんだというふうには言われましたけれども、活動しやすい環境の整備というのは一体何なんだろうかというところが読み手からしてみるとちょっと漠然としていますので、注釈で何らかの言及をしていただいたほうがよろしいのではないかと私は感じております。

それから、ずっといきまして7ページのところでございますが、「若年者の消費者教育の推進」につきましては、お隣の古川委員がおっしゃったとおりでございますが、この数字だけで本当にいいのかということがありまして、実質的に若者にどの程度活用いただけるように教育できているのかということからは、何かもう一つ考えられないのかどうか。まだ時間もありますので、検討すべきではないかと思っております。

それから、その最後のところの「SDGsへの取組」については「目標値を検討」と書いてありますが、これは最終報告書に盛り込まれるということですよ。

そういうことであるならば、私どもは持ち帰って御提案させていただきたいと思っておりますが、このままでは少し寂しいので、これは提案させていただきたいと思っております。

それから、最後の6のところでございますけれども、「●」が5つ並んでおりますが、3と4を入れかえることはできないのでしょうか。財源確保については重要性が高いと思っておりますので、4番目より3番目に持っていったほうが我々の気持ちとしてはそう思いますので、差しさわりのないならば3と4を入れかえていただきたいというふうに私としては希望するところです。

それから、本当に最後でございますが、ほかの委員からも出ましたけれども、やはり主役である地域の消費者、住民の方々に評価いただくための取り組みというのが必要でございますが、何かそのような情報発信というようなものも入れていきたいと思っておりますし、また、それを示すようなものは何かないものか。少なくとも何か示すことができなくても、

ここの行政とか、消費者団体とか、ステークホルダーだけの目標ではなく、地域住民を巻き込んでいけるように最後のところは提言というような形で締めさせていただけるとありがたいと思っております。以上でございます。

○小西座長 では、阿部委員の手が挙がっていましたので、阿部委員がおっしゃってから事務局をお願いします。

○阿部委員 では、よろしく願いいたします。

政策目標の「消費生活センターの促進」というところにおいて、「広域連携による消費生活センターの設置を積極的に支援」とあり、これは現状そのとおりのことだと思うのですが、やはり現在行われている地域連携において、相談だけをやっていけばいいというところで庁内各課との連携であったり、見守りであったり、そういうところが非常に手薄になっている状況があるということをよく聞いている次第でございますので、4ページの2行目にも「広域連携を活用した消費生活相談体制の事例提供」という記載がありますが、ここにはやはり現状の調査検証をして、先行事例の中で地域に合った広域連携の事例を提供していくと良いと思います。長野県古川さんもおっしゃっていましたが、非常に広い県でこれがマッチするのかなとか、その状況に応じたものを情報提供していただきたいと思っております。

それから、政策目標の2の消費者行政職員の研修というのは、まさに私のほうでも申し上げてここにに入れていただきました。そして研修参加率が80%というようにも書いて頂きましたが、これだけですと現状、国民生活センターの研修に相談員・職員というようなことで、いわゆる職員向けの研修ではないものもこの80%に入ってしまうのではないかと思うのです。

私が申し上げたのは、職員向けそのものに特化した研修で、相談業務というのはこういうものであるとか、職員さんはこういうことをしなければいけない。プラスして、もちろん現状どのような相談が入っているか、PIO-NET入力等についてはもちろん必要なことだと思うのですが、職員専用の研修ということを明確に書いていただきたい。

それから、下に書いてある管理職というのは100%と先ほどおっしゃっていましたが、ぜひ管理職研修という形でやっていただきたい。

それで、これは国で行う研修もあるかと思いますが、都道府県のできるのであれば都道府県単位で行ってもいいと思いますので、都道府県としては、国から例えば研修の方法、カリキュラム、テキストの配布等がありテキストWPを使ってこんなふうにするんですよというものがあれば、都道府県もそれのできると思いますので、都道府県で研修をしていく。

そうすると、自分の県内で起きている消費者問題であったり職員さん同士で共有もできるであろうということもありますので、都道府県レベルでの研修を、数回レベルやって頂き参加率を90%くらい、できれば全員その研修には出るというような形で書いていただけたらありがたいと思っております。

それから、＜政策目標 3＞で、お話も出ましたけれども、「地域における消費者教育推進体制の確保」の中の「消費者教育コーディネーターの配置」、これはぜひ進めていただきたいと思っておりますが、その下の「コーディネーターを活用した取組の実質的評価」としますと、まだ消費者教育コーディネーターというのは一体何をするのか等わからず、役割の明確化、それから地位の確保などの記載が必要だと思います。都道府県では消費者教育コーディネーターを配置するとか、きちんとした形でその地位と、役割をしっかりと書いていただけたらと思っております。

それから、＜政策目標 4＞のところでは国府先生がおっしゃった地域生活協力員とか、古川さんがおっしゃったようなその下の実質的なネットワークというのは非常に重要だと思っております。

ただ、それをするにはやはり何らかの支援が必要である。いわゆるサポーター養成講座であったり、いろんな形で協力員養成講座みたいなものはやっておりますけれども、登録までは各県でしてあったとしても、その先の活動に関しては、なかなかつながっていかない。やはりそのところは、支援と活用というような形で、どういった形で支援をしていくかというのは考えどころかとは思いますが、そういった形で書いていただきたいと思えます。

＜政策目標 4＞のところは「高齢者の」という形で限定高齢者にしてあって、もちろんその後、消費者安全確保となっていくのでそうなのかもしれないのですが、やはりここは弱者であったり、障害者であったりしますので「等」と入れるか、もしくは高齢者を取ってしまう。「消費者被害の防止のための」というふうな形で記載をしていただけたらと思えます。

それから、法執行については国府先生がおっしゃったように、やはりここに入れていただいて、そして現状全く行っていない自治体もあるかと思えますので、数値目標ができないということではなくて、例えばおっしゃられたように1を入れるとか、2を入れるのがいいのかわかりませんが、やはり何らかの数値を入れた形でここに記載されたらよいのかなと思えます。

それで、当たり前のことでいつものお願いですが、やはり財源確保ということが最大のところになるかと思えますので、そのところは書いていただいていますけれども、最後に丁寧に書き込んでいただきたいと思えます。以上です。

○小西座長 では、お三方についてお願いします。

○地方協力課梅田課長補佐 ありがとうございます。

それでは、まず古川委員のほうからも永沢委員のほうからもありましたけれども、皆さんからあったということかと思えますが、消費者教育のコーディネーターの活用であるとか、そういったようなところの実質的評価みたいな話をどういうふうにしようかということです。現在、消費者教育推進会議のほうでこのコーディネーターのあり方であるとか、そういったようなことの議論をまさに今している状況でございまして、現時点でなかなか

これだというのはお示しできていないというのが、こちらとしてはもう少しかなというところではありますけれども、やはり消費者教育推進会議の中の議論というのがある意味ではまとまったところが、この目標も1年ごとにローリングしていこうというような仕組みにしておりますので、そういった取りまとめ状況とかを見ながら具体的にできるものについてはどんどん追加していくとか、そういうことも一つの方策かとは思っておりますし、その点がやはり大事だというのはこの懇談会の取りまとめの中で、仮に数値化が難しかったにしてもきちんと盛り込ませていただければとは思っております。

それから、実質的なネットワークの評価であるとか、そういったところについてはまた改めて考えさせていただければと思っております。

それから、消費者団体の期待とか、そういったようなところについては、もう少し書き込めるようなものができるかとか、地域の参画の方法というようなところも少し具体的に、これは5.の目標というところではなくて、多分4.のところとかになってくるとは思いますけれども、そういったところでももう少し丁寧に書けるかどうかを検討したいと思っております。

それから、阿部委員からありました研修のところでは職員専用のほうがいいんじゃないかというようなところについても、今これは研修参加率8割というようなところは特に定義を何かしているというような状況ではないので、そのあたりはもう少しどういったものがふさわしいのかというのは考えてみたいと思っております。

そのほか、いろいろいただいた御意見についてはどのような形で反映できるか、また考えさせていただければと思っております。

○小西座長 今、お三方の御意見の中で特に大事だと思うのは、担い手の方の処遇改善ですね。会計年度任用職員というような話もありましたけれども、この処遇改善は政府全体のメッセージにも非常にかなってくる部分ですので、ここはやはり効かせたほうがいいと思うんです。

それと、国府委員は、本当に消費者保護の第一線を担っておられる団体の方が手弁当でとか、ほぼボランティアとか、あるいは持ち出しでとずっとおっしゃっておられて、本当に社会的に求められている部分ほどそういう実態というのはあるんです。本当にそこが必要だ。

しかし、何の財政支援もなく、手弁当でという、そのところはそういうものなんだということが読み手にわかるような、それこそやはり財源基盤、活動の財源基盤を強化しないといけないというところが、ずっと伝わるようにぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

では、2巡目になりますが、どうぞ。

○小林委員 ありがとうございます。構成についての意見で、冒頭の梅田さんの説明で、今回は4.と5.をセットで強化作戦というつもりですということでしたが、ただ、恐らく今後この新強化作戦が世に出ていくときは、現強化作戦同様にポンチ絵1枚で表現され、これがひとり歩きしていくということになると思っておりますので、やはりここにできるだけ盛

り込んでいただきたいなと思います。

その上で具体的な提案になりますが、皆さんからも出ていますけれども、法執行については私も例えばですが、全都道府県で1件以上行うというような形で入れられないだろうかと思っております。

それから、適格消費者団体支援の関係なのですが、今、適格消費者団体というと大きく分けて3つありまして、特定適格消費者団体と、適格消費者団体と、適格消費者団体を目指す団体ということで3つに分かれます。それで、今回は地方消費者行政強化作戦ですから、自治体が情報面や財政面で適格消費者団体をどう支援できるのか。それを通じて何を達成するのかという話になるわけですが、例えばそれによって適格消費者団体を目指す団体のうち、何団体が適格消費者団体になったとか、適格消費者団体の申し入れ件数が合計で何件以上になったとか、あるいは特定適格消費者団体を全ブロックで配置するとか、そういう目標をぜひ追求していただきたいと思っております。

普通の消費者団体支援の目標については確かなかなか表現が難しいところがあるんですが、＜政策目標4＞で提案されている中で、8ページの＜政策目標4＞の2つ目、「地域の見守り活動の充実」の「・」の文章の修正提案として、例えばですが、地域の消費者被害防止における消費生活協力員、協力団体の「育成と連携」みたいな表現にしてはどうかと思います。「活用」というとちょっと役所目線なところもあるということもあるんですが、やはり見守りをどう進めていくかという点でいうと、協力団体を支援していかないと、現状のままいくと福祉部門も手いっぱい、消費者行政部門も手いっぱい、民間に頼ろうとしても民間の協力団体もないということになって、おのずと目標は達成できませんでしたということになりかねないので、やはり協力団体をどう育成していくかというのは重要です。

これについても、直接的に団体支援という目標が立てづらいとしても、例えば地域の見守りネットワークを構成する協力団体がどれくらいにふえるとか、自治体の中で何%以上で消費者団体を協力団体として巻き込んだという目標が考えられるのではと思っております。

あとはちょっと違う論点になりますが、財政問題のところなのですが、6.の上から3つ目の「●」です。この懇談会でもずっと財政問題については皆さんから意見が出されているわけですが、今回この文章のうち2文目、「また、地方の声を」云々という文章があります。ここは、起案された方の御苦勞はとてよくわかるところがあるんですが、率直に言ってわかりづらい文章という印象があります。それで、この報告書を我々委員の総意として出すということでよければ、もっとストレートな書き方ができないかということで、例えばですが、自治体のニーズに沿った形での柔軟な交付金制度の検討だとか、国による恒久的財政措置について検討すべきというようなことが書けないだろうかと思っております。

さらには、この問題についてはこれまで国会などでもさんざん取り上げられて、例えば、

昨年の通常国会の改正消費者契約法の附帯決議でも、「地方消費者行政の体制の充実強化のため、恒久的な財政支援策を検討するとともに云々」ということなどは盛り込まれているので、国会の意志としてもこのことについては言及されているんだということを脚注で書くとか、そんなことも含めてこの懇談会では国による財政支援のあり方についてこれだけ意見が出たということをもう少し盛り込んで表現をしていただきたいと思います。

このことは、第4期消費者基本計画のあり方検討会でも、必要な財源の確保も含めて検討すべきであるというふうに報告書に書かれていますので、ある意味、座長から高目のボールをとという話もありましたけれども、この委員の総意として、消費者庁はこの論点からはもう逃げられない。もう逃げるな、頑張れという意味で受け取っていただけたら思っております。以上です。

○小西座長 では、どうぞ。

○生水委員 法執行についてお話しします。先ほどから、都道府県各1件を数値目標ということで出ておりましたが、現場で相談を受けている感覚からお話をしますと、例えば京都で処分をされる。それが滋賀県の野洲市で同じ相談を受けても、その対象にはなっていないわけですね。

そうすると、お隣の都道府県がものすごくされていると、ここに住んでいる都道府県の県民は非常に悲しい現実があります。非常に相談もしにくいし、歯がゆい思いをします。その数値目標を1件挙げることによって、47都道府県が全て挙げたとして、これがその都道府県でしか適用がされないのであれば、本当にいわゆる強化作戦になるのかなというところがあります。

それを裏づけるとして、ぜひともそれをするのであれば、法律の中で処分を都道府県がしたとしても、それが他府県についても適用されるというような改正なり、措置ができるのかというところまで踏み込んだ議論と、そしてぜひともそうした仕組みづくりのほうが大事だろうと思っております。

それこそ格差を生まないためにも、法執行の必要性を非常に私は実感しているので、そこが全国どこに住んでいても、処分を受けた業者については同じ被害が二度と起こらないような施策につながるような、そうしたところまで踏み込んだ検討をいただければ思っております。

もう一点は、消費者教育の中で、4ページのところに「SNS相談の実施等も進める必要」という記載がございます。SNSの活用については、生活困窮支援においても自殺対策においても非常に重要視されていて、どのようにこれを推し進めていくかというのは目標に掲げられているところです。今回の消費者強化作戦の中では、この政策目標の中にこれが挙げられてはしっかりと記載が明記されていないので、ぜひともここを明記いただければ思っております。以上です。

○小西座長 お2人について、いかがですか。

○地方協力課梅田課長補佐 ありがとうございます。小林委員のほうからありました財源

のところについては、少し工夫もさせていただきながら考えてみたいとは思いますが、強化作戦2020を進めるというようなことで、来年度というようなところもあるかと思っておりますので、中長期的にそういう恒久財源という話と、あとは今の2020を進めるために国ができるような支援としてどういったことができるのか。そういったところも踏まえて書きぶりについては検討させていただきたいと思っております。

それから、生水委員からありました法執行のあり方ということでございますけれども、この検討会の中で答えを出すというのは難しい面もあろうかとは思いますが、それこそ国のいわゆる法執行であればその全部に権限が及ぶというような、経産局がやった場合というような話とか、あとは都道府県がやる場合ということでのすみ分けみたいな話も、現在のところは少なくともあろうかとは思っておりますので、そのあたりの整理というのは持ち越しにはなるかもしれませんが、こういった御意見があったというようなことは受けとめては思っております。

○小西座長 永沢委員、どうぞ。

○永沢委員 ありがとうございます。先ほど6のところに入れかえてくれというふうに申しましたけれども、目的は要は消費者庁に頑張れと、このメンバーが言ったということが伝わるように、まず入れていただきたいという趣旨でございますので、その辺は御理解いただきたいと思っております。

それから、先ほどの消費者団体に関するところなんですけれども、先ほど申したと思うのですが、各地域の消費者団体の活動のそれぞれ届け出制みたいになって、東京都に私も届けたりしておりますけれども、各地域で消費者団体の把握というのはできているのかというところが、もしあるならばそういうことも入れていただけたらと思っております。

東京都は届けていますので、都道府県別にもし、でも消費者庁でおわかりにならないということであるならば、各地でどのような消費者団体が届け出をしているかはわからないということでございますか。

○地方協力課梅田課長補佐 消費者庁でも、消費者団体基本調査というものを3年に1度ぐらい行っていて、その中での把握はしているわけなんですけれども、大体これは3年か4年に1回というような形で、直近だと平成26年にやったのが最後で、その後は調査ができていないという状況ですので、こちらを改めてやりますというのは、ことしか、来年かぐらいには予定しているわけなんですけれども、都道府県のほうが届け出制になっていて把握ができているかということについては、もしかしたらあるのかもしれないんですが、私が今、把握している限りでは、何か制度があるかというのはまたお調べしてということになるかと思っております。

○永沢委員 そうであるならば、やはりこういった数値も各都道府県で、努力義務で結構でございますので、地域の消費者団体とつながるための努力としては、どこにどういう主体があるのかということの把握をしていただくことが望ましいと思っておりますので、提言していただけるとありがたいというか、私たちができたらよいかと思っております。よろし

くお願いします。

○小林委員 関連で、消費者団体基本調査があるのは伺っているんですけども、近年、更新がされていないという点が1つと、あとは調査の精度の面でいろいろ課題があるというふうに認識してしまっていて、いわゆる純粋な消費者団体だけでなくかなり幅広に調査をされていて、統計としてどうかというところがあると思っていますので、そこをぜひブラッシュアップしていただきたいという点は、今回の議論の基本にもなる数値データになると思いますのでお願いしたいと思います。

重ねて消費者団体支援のところでは、これは消費者庁の中でいうと、本来、地方協力課の所掌事務ということになっているんですけども、なかなか手が回っていないのかなということを感じておりまして、具体的には地方消費者フォーラムとかも、この間、年々縮小傾向にあったり、そのあたりは消費者団体から残念だという意見なども出されているところで、今回の強化作戦の担い手の一つとしての消費者団体をどう活性化していくかという観点からも、日常的な業務の中からも消費者庁さんのところでしっかりお願いしたいなということで、これは要望です。

○小西座長 お2人からについて、どうですか。

○地方協力課梅田課長補佐 まず消費者団体の位置づけであるとか、こういった形でこの地方消費者行政をまさに担い手として活躍していただけるのかというようなことで御意見をいただいたものと思っておりますので、そのあたりがもう少しこの報告書の中でも具体的に明記できるような方策を考えてみたいと思っております。

基本調査の制度の問題という話については、次回、調査を行う際に制度設計を含めて検討する必要があるかとは思っておりますので、その点もまた御指導いただければと思います。

○小西座長 どうぞ。

○国府委員 3ページのところに、消費者教育の関係でエシカル消費や食品ロスのお話が出てくるんですね。これは、近年こういったことが非常にSDGsの関係で言われているのですが、これが消費者教育の問題という点だけで捉えられているのが、もう少し消費者団体の育成支援ということとの関係でこの問題がクローズアップされないのかなと思って、一遍考えていただきたいなと思っています。

というのは、エシカル消費というのは、昔から消費者団体が石けん運動をやったり、買い物バッグの運動をやったり、割と身近な生活の問題として多くの消費者団体が取り組んできたテーマなんですね。これが諸外国の外から、ヨーロッパから入ってきたテーマみたいに聞こえているんですけども、そうじゃなくてヨーロッパからきたものならば日本国民に教育するというような話になるのかもしれないんですけども、団体がそういうことをやっていた。

ところが、そういう活動をやっていた団体がどんどん高齢化して行って、若手が引き継いでいっていないという問題があるんですけども、もう一遍こういうテーマを消費者団体のそ

それぞれの課題として団体が取り組む。そういった取り組みを消費者庁や自治体としても支援していくような、そういう団体支援のテーマとこれをうまく結びつけていくことができないのかなと思って、一遍考えていただきたいと思います。

それと、さっき小林さんが国会の附帯決議のことを言われたので、私がさっき言っていた適格消費者団体についても、事あるごとに何でも附帯決議で適格団体の財政支援のことがうたわれているんですね。それも、もし脚注にでもどこか客観的な事実として書けるところがあれば御考慮いただけたらと思います。

○小西座長 どうぞ。

○小林委員 違う論点です。8ページの一歩下、6. の下の「●」の後段、「実施した事業について適切に評価・検証することが必要」というくだりと、9ページの「●」の「新たな課題に対応できるよう、毎年度進捗状況の把握・強化を行う」というくだりについてです。

調査の話が先ほど出ましたが、地方協力課さんのほうでもう一つ、地方消費者行政の現況調査というのをおやりになっていると思います。これは大事な調査だと思うんですが、調査はされているんだけど、なかなか分析まで至っていないという話を聞いたことがありまして、本来であれば自治体みずから進捗の把握を行うのも必須だと思いますけれども、加えて消費者庁としても、例えばブロックごとの進捗状況でこのあたりがよくできている一方、このあたりが課題なんだということなどを、そういった調査をもとにエビデンスを把握して検証していくことは重要だと思いますので、体制的な課題があるとは思いますが、地方消費者行政現況調査の中身の分析についても今後進めていただければいいなと思ひまして、ちょうど後ろに次長も来られましたが、あわせてお願いしたいと思います。以上です。

○小西座長 では、どうぞ。

○地方協力課梅田課長補佐 ありがとうございます。まず、国府委員のほうからお話しただいた件でございますけれども、3ページ目のところになりますが、「地域の消費者団体の活動が縮小しており」から始まるところでありますが、その上の段でSDGsの取り組みが重要ですよというようなことで、その活動をする担い手として消費者団体のところに結びつけて私の中では記載をしているつもりでございます。その中で、きちんと消費者団体の活躍の場が提供されること、それからそれを支援していくというようなことについても検討すべきというふうにはあるわけですが、ここのところをもう少し国府委員の発言も踏まえまして膨らませていければいいのかなと思ってございます。

それからもう一つ、現況調査に関してですけれども、先ほど御配慮もいただいて、体制の問題もあるというようなことで御意見もいただいておりますが、これを進めていく上で、国のほうもきちんと分析であるとか評価の仕組みというものを考えていかなければならないというのはそのとおりかと思ひますので、現況調査に直接言及するかどうかというのはありますが、そういうところで国がきちんと取り組んでいくべきというのは御意見として

この中にも盛り込ませていただければいいかと思っております。

○小西座長 では、どうぞ。

○生水委員 短く言います。今回、消費者行政の中で一番欠けているところ、やはり連携だと思っているんです。市役所内、地域、さまざまな関係団体との連携、これが消費者センターが今まで取り組みのところで進んでいなかったところなのかなと、それが消費者安全確保地域協会が進まない理由の一つだと思っております。

この政策目標の消費者被害防止のための取り組みの中に、安全協議会の設置と見守り活動の充実の中で書いてありますけれども、いわゆる連携体制の整備というところではなくて、ここをぜひとも書き込んでいただきたいということと、それと連携する団体というのは消費者団体だけではなくて、いわゆる高齢者の関係者であるとか、精神、身体、いろいろな障がいの方とか、地域の多様な関係機関との連携が必要になってきます。

ぜひとも消費者庁はイニシアティブをとっていただいて、そういった関係省庁の中心になってこの施策の推進をしていくんだというようなメッセージを強化作戦の中に入れ込んでいただきたいと思っております。

国の省庁を支えているのは消費者庁だというぐらいの、ばちこんと力強いメッセージをぜひとも入れていただきたい。そして全国の自治体で失っているのは自信だと思うので、孤立をして、そして連携は声かけをしてもなかなかうまくはかどらない。そうした悲しい現実がある中で自信を取り戻すような、そんな施策を国が応援いただきたいと思っております。以上です。

○小西座長 ぜひ、ばちこんとよろしく願い申し上げます。ほかに何かございますか。

もう時間なんですけれども、生水委員、6ページの注の9ですね。前からずっと気になっていて、事務局と御相談して、何か急に変わっていたら何だとなると思っておりますのでちょっと今、申し上げたいんですけれども、9はこのまま、この趣旨をもちろん残すということは前提なんですけれども、地方財政法第10条の改正という書きぶりは法律の書き方として変なんですよ。

というのは、親と子の関係があるとしますと、消費者契約法なり消費者安全法の改正が親なんです。その親を改正すると、子の改正が出てくるんです。ですから、PIO-NETに関してそれを国庫負担事務にするというのは、消費者契約法なり消費者安全法の改正なんです。そうすると、消費者安全法の一部を改正する法律というのができますと、その法律の一番下のほうに附則と書いてあって、地方財政法の第10条の、この場合だと第何号を追加すると書いてあって、その追加する内容がPIO-NETの運用事務となるんです。

ですから、書きぶりとしては、消費者関連法の改正強化をして、そこに国庫負担の対象事務を改正によって盛り込むというだけで十分で、地方財政法の改正は自動的にされるということです。

○生水委員 私は、地方財政法の改正というのは言っていないと思うんです。

もう一つ言うと、PIO-NETの入力事務というような狭義な予算措置ではなくて、消費者行

政推進事業と銘打って、広義な予算措置ということをお伝えしたと思うんです。

○小西座長 ありがとうございます。多分、国府さんがおっしゃったこととマージしてここに出てきていると思いますので、書きぶりはまた御相談ということで。

○小林委員 地方財政法第10条というのは、第1回の際に私どもから紹介させてもらった調査の概要と意見書の中であった話だと思うんですが、これは案の一つということで紹介させていただきました。

この「※」印の書きぶりは確かにとても狭いというふうに思っていて、私どもが求めていますのはこういう狭い話ではなくて、あくまでも座長が今、整理されたような大きな意味での財政支援ということになりまして、そのための手法についてはいろいろな打ち手があるだろうと思います。

ですので、例えば以前座長からもありました義務教育の負担に関する手法であるとか、ないしはこの間、改正児童福祉法で児童福祉士さんの配置と財政支援をセットで考えるような方法も対応されたようですけれども、そのあたりの手法についてはいろいろ検討の余地があると思います。

○小西座長 要は、親法と子法があって、地財法は子のほうなので、親法の改正をして国庫負担事務を盛り込むという書きぶりで、今おっしゃったような意見も含めてと思います。

まだまだを御意見いただけそうなんですけれども、ちょっときょう言い足りないということがありましたら、できるだけ早く事務局のほうに投げてくださいましたら、それを全部踏まえて、次回までにそれを修文した案が出てくると思います。

では、お返ししますので、よろしくお願いします。

○地方協力課太田課長 長時間にわたる御審議、ありがとうございます。

次回の懇談会につきましては、8月1日を予定しております。

今回は最終回となりますので、本日の御議論を踏まえ、最終的な取りまとめをすることとさせていただければと考えてございます。

最終的な取りまとめに当たりましては、事務局で案を作成いたしまして委員の皆様にも事前に御相談させていただくことになると思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○小西座長 どうもありがとうございます。